

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成28年度 4月～6月)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西区広報紙企画編集業務	印刷・デザイン	株式会社高速オフセット	3,119,040円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	平成28年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	有限会社ケース	17,139,600円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	平成28年度西区コミュニティ育成事業業務委託	その他	一般社団法人西区青少年地域福祉協議会	9,514,000円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	西区地域福祉見守り活動応援事業	その他	社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会	13,280,310円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
5	訪問型病児保育(共済型)推進事業	その他	特定非営利活動法人ノーベル	5,657,840円	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度西区広報紙企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社高速オフセット

3 随意契約理由

広報紙発行事業の目的は、区民の皆さんと区役所を結ぶ情報媒体として、大阪市
政・西区政に関する情報を伝えるとともに行事や地域情報の紹介など、区民の皆さん
に役立つ情報を提供することである。広報紙発行事業の一環である企画編集業務
については、区民の皆さんに親しみを持って読んでいただける広報紙をめざし、企
画や編集に関するノウハウや専門性をもつ事業者を選定するため、公募型プロポー
ザル方式により事業者の選定を行った。

株式会社高速オフセットは、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優
れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所 まち魅力創造課（電話番号06-6532-9989）

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度西区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 西区青少年地域福祉協議会

3 随意契約理由

本業務は、区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域の各種団体と協働し住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施するものである。

業務の遂行に当たっては、民間事業者の持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は本業務において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所市民協働課 電話番号 06-6532-9734

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

有限会社 ケース

3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、地域住民及び形成後の地域活動協議会からの多種多様なニーズに答えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務である。そのため、各地域の実情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は、西区における地域活動協議会の形成過程での支援実績を有し、地域の課題や特性をふまえた提案内容であるとともに、本事業終了後の地域の自律運営を視野に入れた提案となっている点について特に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所市民協働課 電話番号 06-6532-9734

随意契約理由書

1 案件名称

西区地域福祉見守り活動応援事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、平成 27 年度から実施された福祉局事業「地域における見守りネットワーク強化事業」と密接に連携し、地域における見守り活動の構築を行うとともに、局事業で把握した要援護者情報を共有し、地域を基盤にして要援護者の支援を行うこととしており、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものである。局事業においては、これまで地域と連携・協働してきた 24 区社会福祉協議会と随意契約を締結する一方、本事業については、福祉分野における専門的知識やノウハウを保有し、区内や地域の福祉課題を把握したうえで行政と地域との中間支援組織として活動するとともに、局事業と連携し要援護者への見守り活動を担う事業者が求められる。

西区社会福祉協議会は、本事業と密接に関連する局事業の随意契約締結先であるとともに、社会福祉法に基づいて設立され、長年にわたり区役所とともに専門的知識をもって「地域福祉の推進」に取り組み、地域の課題解決のため地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるため、本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市西区保健福祉課（地域福祉）（電話番号 06-6532-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

訪問型病児保育（共済型）推進事業

2 契約の相手方

特定非営利活動法人ノーベル

3 随意契約理由

本事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に保護者による自宅での保育が困難な場合、事業者が保育者を自宅へ訪問させ、一時的にその児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上に寄与することを目的としている。また、保護者が会費を拠出し、保育料に充てる共済型方式として実施し、区民の相互扶助を推進するとともに、最も病児保育サービスを必要としている常勤就労者等の実際のニーズにあったサービスを提供することを目的とした事業である。

本業務は、専門性を要する業務で、高度な知識・専門的な技術や対応力、ノウハウ・経験や応用力が要求される業務であるため、競争入札に適しないことから、平成 27 年度に公募型プロポーザル方式を採用し、契約相手方を決定した。

平成 28 年度契約更新にあたり、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人ノーベルが平成 28 年度委託事業者として更新する契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人ノーベルと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西区役所 保健福祉課（子育て支援） （電話番号 06-6532-9948）